

平成二十六年政令第百七十二号

雨水の利用の推進に関する法律第二条第二項の法人を定める政令
内閣は、雨水の利用の推進に関する法律（平成二十六年法律第十七号）第二条第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

雨水の利用の推進に関する法律第二条第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

一　国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所、国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構、国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所、国立研究開発法人海洋研究開発機構、国立研究開発法人科学技術振興機構、国立研究開発法人建築研究所、国立研究開発法人国際農林水産業研究センター、国立研究開発法人環境研究所、国立研究開発法人国立がん研究センター、国立研究開発法人国际医療研究センター、国立研究開発法人国際循環器病研究センター、国立研究開発法人国際精神・神経医療研究センター、国立研究開発法人長寿医療研究センター、国立研究開発法人産業技術総合研究所、国立研究開発法人情報通信研究機構、国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構、国立研究開発法人森林研究・整備機構、国立研究開発法人水産研究・教育機構、国立研究開発法人国土研究開発研究所、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構、国立研究開発法人日本医療研究開発法人日本医療研究開発研究所、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構、国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構、国立研究開発法人防災科学技術研究所、国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構、国立研究開発法人理化学研究所、国立研究開発法人独立行政法人奄美群島振興開発基金、独立行政法人医薬品医療機器総合機構、独立行政法人人工エネルギー・金属鉱物資源機構、独立行政法人海技教育機構、独立行政法人家畜改良センター、独立行政法人環境再生保全機構、独立行政法人教職員支援機構、独立行政法人勤労者退職金共済機構、独立行政法人空港周辺整備機構、独立行政法人修館・独立行政法人航空大学校、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構、独立行政法人国際観光振興機構、独立行政法人国際協力機構、独立行政法人国際交流基金、独立行政法人国民生活センター、独立行政法人国立印刷局、独立行政法人国立科学博物館、独立行政法人国立高等専門学校機構、独立行政法人国立公文書館、独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園、独立行政法人国立女性教育会館、独立行政法人国立青少年教育振興機構、独立行政法人国立特別支援教育総合研究所、独立行政法人国立美術館、独立行政法人国立病院機構、独立行政法人国立文化財機構、独立行政法人自動車技術総合機構、独立行政法人自転車事故対策機構、独立行政法人酒類総合研究所、独立行政法人情報処理推進機構、独立行政法人住宅金融支援機構、独立行政法人酒類総合研究所、独立行政法人情報処理推進機構、独立行政法人大学改革支援・学位授与機構、独立行政法人大学入試センター、独立行政法人地域医療機能推進機構、独立行政法人中小企業基盤整備機構、独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構、独立行政法人統計センター、独立行政法人都市再生機構、独立行政法人日本学術振興会、独立行政法人日本学生支援機構、独立行政法人日本芸術文化振興会、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構、独立行政法人日本スポーツ振興センター、独立行政法人日本貿易振興機構、独立行政法人農業者年金基金、独立行政法人農畜産業振興機構、独立行政法人農林漁業信用基金、独立行政法人農林漁業信託、独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構、独立行政法人労働者健康安全機構、独立行政法人福祉医療機構、独立行政法人北方領土問題対策協会、独立行政法人水資源機構、独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構、独立行政法人労働者健康安全機構、独立行政法人労働政策研究・研修機構及び年金積立金管理運用独立行政法人

二　日本私立学校振興・共済事業団
三　沖縄振興開発金融公庫
四　株式会社国際協力銀行及び株式会社日本政策金融公庫
五　日本中央競馬会、日本年金機構及び福島国際研究教育機構

附 則 抄

（施行期日）

1　この政令は、雨水の利用の推進に関する法律の施行の日（平成二十六年五月一日）から施行する。

附 則 （平成二十六年七月一六日政令第二六一号）抄

（施行期日）

第一条　この政令は、公布の日から施行する。ただし、附則第六条から第十二条まで、第十三条及び第十五条の規定は、平成二十七年四月一日から施行する。

附 則 （平成二七年三月四日政令第三五号）抄

（施行期日）

1　この政令は、平成二十七年四月一日から施行する。

附 則 （平成二七年三月一八日政令第七四号）抄

（施行期日）

1　この政令は、平成二十七年四月一日から施行する。

附 則 （平成二八年一月二二日政令第一三号）抄

（施行期日）

1　この政令は、平成二十八年四月一日から施行する。

附 則 （平成二八年一月二二日政令第一一号）抄

（施行期日）

1　この政令は、平成二十八年四月一日から施行する。

附 則 （平成二八年一月二六日政令第二一号）抄

（施行期日）

1　この政令は、平成二十八年四月一日から施行する。

附 則 （平成二八年三月九日政令第五七号）抄

-
- 1 (施行期日)
この政令は、平成二十八年四月一日から施行する。
- 附 則 (平成二八年三月二五日政令第七八号) 抄
(施行期日)
この政令は、平成二十八年四月一日から施行する。
- 第一条 この政令は、平成二十八年四月一日から施行する。
附 則 (平成二八年三月三〇日政令第八六号) 抄
(施行期日)
この政令は、平成二十八年四月一日から施行する。
- 第一条 この政令は、平成二十八年四月一日から施行する。
附 則 (平成二八年二月二六日政令第三九六号)
この政令は、平成二十九年四月一日から施行する。
- 附 則 (平成二九年一月二〇日政令第四号) 抄
この政令は、平成二十九年四月一日から施行する。
- 附 則 (平成二九年二月一七日政令第二二号) 抄
(施行期日)
この政令は、平成二十九年四月一日から施行する。
- 附 則 (平成三一年三月二〇日政令第四〇号)
この政令は、平成三十一年四月一日から施行する。
- 附 則 (令和四年六月一六日政令第二一八号)
この政令は、福島復興再生特別措置法の一部を改正する法律の施行の日（令和四年六月十七日）から施行する。
- 附 則 (令和四年一一月一一日政令第三四八号)
この政令は、改正法附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（令和四年十一月十四日）から施行する。